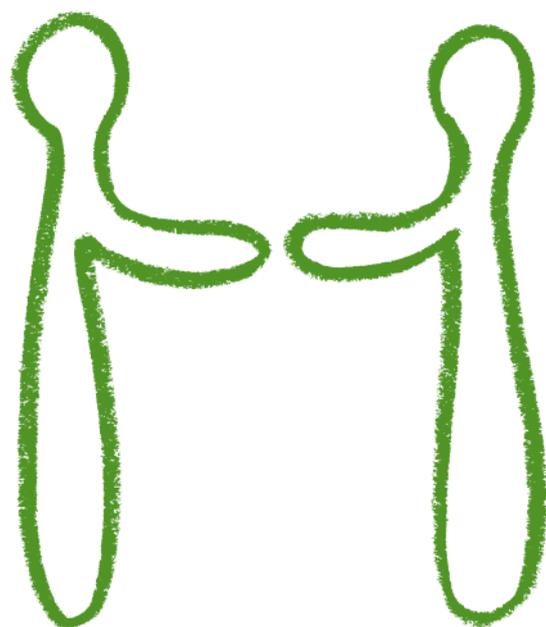


農業の成長産業化に向けた プロ農業経営者からの提言



エイチ エー ジー
H · A · G
Hot Agriculture Group

平成 28 年 6 月 16 日
公益社団法人 日本農業法人協会

《目次》

はじめに	1
重点提言	2
提言1 生産資材価格引下げの実現	2
提言2 自由に資材調達できる環境・構造の実現	2
提言3 資材の安定的な確保に向けた国家戦略の確立	2
提言4 資材に関するイノベーションの促進	2
提言5 卸売市場の改革	2
提言6 新たな農産物流通の仕組みの構築	3
提言7 世界で戦える農業経営者の育成	3
提言8 多様な人材の活躍の場の創出	3
提言9 農業法人による輸出の取組み促進	3
提言10 新時代の骨太な農政の確立	3
I 意欲ある担い手の経営力強化	4
1 経営の法人化推進と経営継承対策の促進・支援組織の機能強化	4
(1) 法人設立の支援体制の強化とプロ農業経営者の活用【継続】	4
(2) 農業経営継承支援策の拡充【継続】	4
(3) 法人の経営再建・再生対策と相談窓口の整備・強化【継続】	4
2 従業員の確保・育成のための施策の実施	4
(1) 農の雇用事業の期間延長と農業定着率向上のための施策【継続・新規】	4
(2) 労働安全衛生教育の徹底による農作業事故の予防【継続】	5
3 国際競争に勝てる農業経営の育成	5
(1) 国産の優秀な種畜や種苗の国内安定供給【新規】	5
(2) 創意工夫による経営発展の促進【新規】	5
(3) 認定農業者制度の見直しについて【継続】	6
4 農業経営イノベーションの促進	6
(1) ICT・ロボット技術への投資促進【新規】	6
(2) 農業用無人ヘリコプター等の技能認定の簡素化について	6
(3) 高度な経営管理を行う経営者に対する機動的な出融資【新規】	7
II 農業者が能力を発揮できる経営環境の構築	7
1 震災復興と災害対策の充実	7
(1) 平成28年熊本地震からの震災復興【※熊本地震に対する要望第2弾で提言済み】	7
(2) 東日本大震災からの震災復興の推進【継続】	8
(3) 原子力発電所事故の風評被害の払拭のための取組【継続】	8
(4) 実証実験フィールドとしての除染農地の有効活用【継続】	8
(5) 風評被害解消までの借入返済の猶予について【新規】	9
(6) 東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン解消について【新規】	9
(7) 災害等の発生時における迅速な対応【継続】	9
2 農畜産物の輸出拡大と東京五輪に向けた対策【継続】	9
(1) 輸出の拡大と輸出拠点の整備	9
(2) 輸入規制解除・検疫の簡素化と輸出可能国の拡大【継続】	10
(3) 輸出機会の創出と海外事業展開の実施【継続】	10
(4) 地理的表示保護制度(GI)対策【新規】	10
(5) 東京五輪への国産農畜産物の活用【継続】	10
3 農地中間管理機構のフル活用による農地集積の加速化	11
(1) 農業法人経営者の役員等登用による体制強化【新規】	11
(2) 賃貸借農地の調査について【新規】	11
(3) 農地集積にあわせた基盤整備の実施【新規】	11
(4) 円滑な農地流動化に向けた制度の周知徹底と公募期間の柔軟な設定【継続】	11
(5) プロ農業経営者(受け手)間における調整と連担化の推進【継続】	11
(6) 農地集積を促進するための支援策拡充と関係機関との連携強化【継続】	12

(7) 再生産可能な地代の設定【継続】	12
4 耕畜連携による飼料用作物の生産振興	12
(1) 畜産法人と土地利用型法人との連携推進【継続】	12
(2) 畜産法人による飼料用作物の調達を安定化させるための措置【継続】	13
(3) 稲作法人の経営安定に資する飼料用米生産基盤確立のための措置【継続】	13
(4) 飼料用米の生産振興を図る生産・流通システムの構築【継続】	13
5 平成30年産米の生産調整見直しに向けた取組	14
(1) 過剰時の主食用米の需給調整について【新規】	14
(2) 所得向上のためのコスト低減対策について【新規】	14
(3) 経営所得安定対策について【新規】	14
(4) 戦略作物(麦・大豆・飼料用作物等)の生産振興について【新規】	14
6 施設整備等の補助事業採択要件の緩和【継続】	15
III 経営所得安定対策と営農類型別の施策	15
1 新たな経営所得安定対策としての収入保険制度の制度設計について	15
(1) 安定的運用に向けた制度設計について【新規】	15
(2) 担い手の経営安定を目的にした収入保険制度の導入【新規】	15
(3) 提出書類・保険金の試算簡素化について【継続・新規】	15
2 稲作・畑作経営に関する対策	16
(1) 主食用米の安定取引確保に向けた価格形成【継続】	16
(2) ナラシ対策の「標準的収入」の仕組みの改正【継続】	16
3 野菜・花き・施設型経営に関する対策	16
(1) 野菜作経営に対する経営安定対策【継続】	16
(2) 花き経営に対する経営安定対策【継続】	17
4 果樹・薬用作物経営に関する対策	17
(1) 果樹経営に対する経営安定対策【継続】	17
(2) 薬用作物に対する経営安定対策【継続】	17
5 畜産経営に関する対策	18
(1) 配合飼料安定基金と畜産関連の経営安定対策の抜本的見直し【継続】	18
(2) 自給飼料基盤の構築【継続】	18
(3) 酪農経営に関する経営安定対策について【新規】	18
IV 地方創生の実現に向けた地域政策の実施	18
1 農の公益機能の位置付け明確化 - 農業・農村は国民共有の財産 - 【継続】	18
2 日本型直接支払制度の見直し【継続】	19
3 地域循環型農業の再構築【継続】	19
4 都市農業振興基本法による都市農業の振興【継続】	20
5 地方創生の取組と地域住民の活躍の場の創出【新規】	20
6 離島における農業振興【新規】	20
V 消費者との連携強化	20
1 消費者の信頼獲得のための輸入品の検査基準・体制の強化【新規】	20
2 国産農畜産物・食品への理解増進	21
(1) 国産農畜産物の啓蒙活動の拡充【新規】	21
(2) 食農教育の普及・推進【新規】	21

農業の成長産業化に向けた プロ農業経営者からの提言

はじめに

農業は自然条件や地域の条件によって大きく左右され、生産サイクルも季節や立地の影響を大きく受ける産業である。特に近年は平成28年4月に発生した熊本県を中心とする地震や、平成27年9月に発生した関東地区を中心に発生した記録的大雨などの異常気象、各地域での火山活動の活発化による降灰等の自然災害が多く発生するなど、農業経営に大きな影響を与えている。また、農業は土地を巡る様々な制度や慣習（農地制度、水利利用など）と密接な関わりを持ち、地域に根付いた産業としての一面を有しており、地方創生を担う重要な産業である。このことから、農業は食料供給のみならず多面的・公益機能の維持という重要かつ大きな役割を担っている。

他方、国は「日本再興戦略」等において農業を成長産業に位置付け、農業・農村全体の所得増大を達成するために、生産性の向上、6次産業化、輸出拡大や農業法人5万法人とすることを政策目標として設定し、様々な施策を実行に移している。また、昨年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、「力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保」として「農業経営の法人化を推進する」ことが明記されている。このように日本農業は「地域」と「産業」の特色を有していることから、両方が欠けることなく対策を整備する必要がある。

平成27年10月、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定が大筋合意され、平成28年2月に署名式が行われた。今後日本農業は国際市場と連動した中での競争にさらされる。

我々はこれを日本農業の競争力強化、農業経営イノベーション、農業者が自ら考え選択し経営を行う機会とし、農業法人等（プロ農業経営者）が主体となって日本農業の発展に寄与していく所存である。プロ農業経営者は農業を農地・水・空気などの地域資源を活用して生産から加工流通、体験交流まで包含する「生命総合産業」ととらえ、経営の改善と地域貢献に努めて、日本の食料生産の一翼を担い、地域農業の牽引者として経営革新に取り組んでいく。

我々プロ農業経営者は、こうした役割や現状を認識し、現場で主役となる担い手の経営体質強化を図ることこそが最重要かつ喫緊の課題と認識している。今後、時代環境の変化に対応できる経営感覚の優れた担い手を確保・育成し、自立した農業経営確立を図るために、「産業政策」と「地域政策」の両方の関係政策等を早急に整備・実現するよう以下の通り提言する。

今回提言を行う事項のなかで、特に重視するものを重点項目として記載している。これは、TPP国内農業対策に関する提言の第2弾として提言するものである。

重点提言

～ T P P 国内農業対策に関する提言（第2弾）～

日本農業法人協会は、短期的・中期的視点から日本農業の競争力強化、再生産可能で持続的な発展、食料自給率目標の達成に向け、また、T P P協定が締結されても、国内農業者が経済的・社会的・立地的な農産物の生産条件を維持できるように、法人経営者の立場から個々の経営体の努力のみでは解決し難い農政上の課題への対応につき、以下10項目の政策改革を重点提言するものである。

【生産資材価格引下げ・安定確保等に向けた取組み】

提言1 生産資材価格引下げの実現

- 諸外国(韓国や輸出入競合国)の資材価格を調査・公表し、同等水準への価格引下げを早期に実現する。
- 資材ごとに価格引下げ目標(K P I)を設定し、資材業界を挙げての取組みを促進するとともに、定期的に目標達成状況をフォローアップする仕組みを構築する。
- 農業機械に関して、耐久性目標を設定し、大規模生産者が求める「低価格高耐久型」農機の戦略的開発を促進する。

提言2 自由に資材調達できる環境・構造の実現

- 全国の農業用資材価格を比較(見える化)し、資材を安く購入できる仕組みを整備する。
- 資材メーカーからの直接購入など、農業経営者による自由な資材調達環境を実現するため、資材調達相談窓口を設置し、かつ自由な資材調達を阻害する行為に対する監視を強化する。
- 資材流通における多段階構造を見直し、流通段階での非効率を改革する取組みを推進する。

提言3 資材の安定的な確保に向けた国家戦略の確立

- 世界規模での農薬・種子メジャーの再編の中で、安定的な資材調達を中長期的に実現するための国家戦略を確立する。
- 種畜や種苗の品種開発、ブランド戦略を強化する。

提言4 資材に関するイノベーションの促進

- 適正施肥や耕畜連携など資材利用の削減に資する技術開発を重点的に推進する。
- 農業法人と農業関連ベンチャー企業、研究機関等が連携して、農業機械・設備につき、価格面・機能面で農業法人の競争力向上に資する開発を促進する。
- 革新的な生産性向上の実現に向けて、I C Tの導入やA I(人工知能)・ロボット利用等に関して、農業法人も参画できる形でオープンイノベーションを促進する。

【新たな時代に対応した市場・流通改革】

提言5 卸売市場の改革

- 生産者が新鮮で安全な農産物を不利なく供給できるように卸売市場制度を見直す。具体的には、時代の変化に対応した市場物流の改革を進め、生産者が手数料を一方的に負担する従来の仕組みを改め、また、生産者と実需者(買受人)が手数料を折半で負担する仕組みなどについて改革を促進する。

- 市場出荷奨励金の水準や受取金の使途について、情報開示により農業者が確認できるようにする。
- 市場間での青果物規格の違いがコスト増につながっていることから、規格の共通化、簡素化を図る。

提言6 新たな農産物流通の仕組みの構築

- 公設市場のみでなく、ICTを活用した新たな民間流通の取組みを支援する。
- 小売業者による施設利用料(センターフィー)の情報を開示し、公正な取引を実現する。
- 青果専門業態などの小売業等に対しても、農産物の集荷・分配施設として活用できるように、卸売市場機能の運用の改善を図る。
- 消費者の食の安全・安心に対するニーズに応え、全ての加工食品について、消費者の選択に資する原料原産地表示に取り組むとともに、外食・中食等においても原料原産地表示を推進する。

【労働力確保と人材強化・国際競争力強化】

提言7 世界で戦える農業経営者の育成

- 経営者を育成するため、経営の視点を重視した教育を全国の農業者が受けられるよう、都道府県レベルでの農業人材育成拠点を充実・強化する。
- ITやマーケティング等に精通した即戦力となる人材を農業法人が採用できるよう、他業界との人材交流・マッチングを促進する。
- 日本農業の中核として地域農業を担う農業法人の設立・育成・支援体制を整備し、都道府県単位でサポートする専門的知見を有した人材を配置する等、農業経営者の経営力向上のための取組みを促進する。

提言8 多様な人材の活躍の場の創出

- 雇用就農者が雇用の安心と自己の成長を実感できるキャリアプランの策定を促進する。
- 女性や高齢者も活躍できる労働環境を実現するため、農業法人等における労務管理体制の整備を支援する。
- 外国人技能実習制度につき、期間延長など農業の実態に則した制度への改善を行う。

提言9 農業法人による輸出の取組み促進

- 農業者の所得最大化のため、高品質で競争力のある日本産農産物を輸出できる国策としての輸出マーケティング戦略を確立する。
- 輸出先国の検疫や各種手続き等の問合せに一括して対応できるワンストップ支援体制を構築する。

【農政新時代】

提言10 新時代の骨太な農政の確立

- 農業の果たしている役割について国民の理解を深め、国民から支持され、農業者が誇りを持てる骨太な農政を確立する。
- 農業者の不安を払拭し、希望を持って経営できるよう、経営安定対策の継続を図り、環境や国土の保全への対価としての直接支払制度を実現する。

I 意欲ある担い手の経営力強化

1 経営の法人化推進と経営継承対策の促進・支援組織の機能強化

(1) 法人設立の支援体制の強化とプロ農業経営者の活用【継続】

国は、意欲ある農業者の経営発展のための法人化推進及び経営の質の向上支援のため、都道府県段階において法人化推進体制を整備し、税理士や中小企業診断士など法人化・経営継承に関する専門家の派遣、セミナー・研修会の開催、相談窓口の設置等の取組みを推進することとしている。

法人化推進体制においては、各県農業法人組織を各県におけるワンストップ相談窓口として位置付け、事務局に総合的なサポートを柔軟に行う人材を確保し、取り組みを強力に進める必要がある。

なお、農業者は日々の業務のなか情報を収集する機会が少ないため、農業者側のアクションを待つのではなく、積極的に現地に足を運んで法人化推進や経営支援を行うこと。

(2) 農業経営継承支援策の拡充【継続】

農業経営を円滑に継承するためにも経営を法人化することは有効な手段である。当協会会員の農業法人経営者の年齢は高まってきており、後継者不足から事業の縮小、廃業などの増加が懸念されている。今後、地域の農地等を守る経営体として、持続性のある経営体を育成することが必要であり、法人の後継者育成は喫緊の課題である。

こうした経営継承を行う場合、後継者育成のためにも様々な業務を経験させることが望ましい。しかし、農業では限られた人員や業務の中で組織構成や人事配置を工夫することは困難であり、社内だけで経営者としての教育・訓練等を行うことは難しい。

また、直系親族などの明確な後継者がいない場合、農業法人の従業員等を経営者として育成するためには、従業員の選定・育成を長期的な視点で行う必要がある。

したがって、法人設立の窓口と連携した経営継承に関する窓口を都道府県単位に1つは設置し、農業法人等の事業継承を円滑に行える体制を整備する必要がある。

(3) 法人の経営再建・再生対策と相談窓口の整備・強化【継続】

農業経営を法人化したからといって全ての経営が永続的に事業を継続できるわけではない。農業法人が経営破綻すれば地域農業に及ぼす影響は大きいため、経営継承と同様に経営再建や企業の合併（M&A）などについても、その取組みを円滑に行えることが重要である。

このため、農業分野の円滑な事業再生支援を実施し、他の中小企業と同等の支援が実施できる体制を整備・強化する必要がある。

2 従業員の確保・育成のための施策の実施

(1) 農の雇用事業の期間延長と農業定着率向上のための施策【継続・新規】

果樹、肉用牛、稲作など農産物の生産サイクルが長い場合の技術の習得には長期

間の経験を積む必要があり、各経営において中堅社員として一定のキャリア形成を図るためには少なくとも5年程度の期間が必要である。しかしながら現行の農の雇用事業（農業法人等就業実践研修支援事業）の研修期間は2年であり、農業技術の習得やキャリア形成を図る前に研修期間が終了してしまうため、農業界に将来が見出せないまま離職してしまうことが懸念される。

このため、農の雇用事業の研修期間延長（2年⇒5年等）や、キャリアアップのための仕組み作り等、農業法人への定着率を向上させるための施策が必要である。

（2）労働安全衛生教育の徹底による農作業事故の予防【継続】

農作業事故死は他産業の死亡事故数等が低下傾向にある中、ほぼ横ばいの状況である。農業経営を健全に継続していくためにも、農作業事故の防止に対する取組みを行うことが必要である。

農作業事故防止のためには、リスクアセスメント手法の導入、研修体制や啓発活動の手法の見直し、安全性の高い農業機械の開発と普及など、より実効性のある農作業安全対策を推進することが必要不可欠である。

過去、当協会会員を対象としたアンケート調査においても、会員の49%が農作業事故を経験している。今後法人経営の増加や規模拡大が進むことが見込まれている中で、法人経営ほど従業員に行き届く安全管理体制が求められる。

こうしたことから、農業法人の従業員を対象とした労働安全・衛生管理に関わる教育や実践的な農業経営・栽培技術や大型機械の免許取得など、従業員の資質向上に資する研修会の開催について支援を行うことが必要である。

3 国際競争に勝てる農業経営の育成

（1）国産の優秀な種畜や種苗の国内安定供給【新規】

T P Pを契機に輸出を促進するためには、世界に通用する日本ブランドを確立する必要がある。

そのためには、優良な種畜や種苗の国内での安定的な供給を確保し、実用的な品種開発を強化することが必要である。特に養鶏や養豚は海外産の品種が多く利用されているため、海外から種畜の供給が絶たれた場合、国内での畜産物の供給が不安定になることが懸念される。

なお、品種の開発においては、生産性を向上させるため、地域特性を踏まえたものにする。また、今後温暖化が進むことが想定されるため、気温上昇による最適品種の変遷も考慮に入れながら品種開発を行う必要がある。

（2）創意工夫による経営発展の促進【新規】

T P Pを見据えた輸出促進のためのブランドの確立については前述の通りだが、日本ブランド確立のための種畜・種苗の研究開発のほか、地域や農業法人が行う高付加価値化やブランド化も販売戦略においては重要である。

それらの取組みに対して、事業規模の大小にかかわらずアイデアや創意工夫に優れ

たものであれば積極的に促進する措置を講じる必要がある。

(3) 認定農業者制度の見直しについて【継続】

ア 認定農業者制度の再認定基準の厳格化【継続】

食料・農業・農村基本計画において、効率的かつ安定的な農業経営として認定農業者等が位置付けられている。この認定農業者には、農業法人等で自立した経営や人材・後継者育成、地域貢献等を適切に行う経営体を認定していく必要がある。

そのため、認定農業者については、農業経営改善計画の更新の際に財務内容を要件とすると共に、経営意欲や技術力、人材育成、地域貢献等の目標を追加し、「新たな農業経営指標」を活用した効果的な経営発展を促す仕組みに見直すことで、経営感覚に優れた担い手を再認定するように基準を厳格化すること。

イ 都道府県・市町村域を超えたプロ農業経営者の認定制度創設【継続】

経営規模の拡大や農場の分散により、市町村や都道府県域を越えて事業を行うプロ農業経営者は今後も増加していくことが見込まれる。

そのため、市町村単位の認定農業者制度に加え、都道府県認定や国認定などの制度を新設した上で、都道府県・国の認定を受けたプロ農業経営者には、国庫補助事業（強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業）等の採択要件を緩和することや補助率を引き上げるなどの措置を講じることで、大規模経営の育成・支援を図り、構造改革を推進することが必要である。

4 農業経営イノベーションの促進

(1) ICT・ロボット技術への投資促進【新規】

経営効率の向上（作業日誌・事業計画等の書類作成の簡素化を含む）や労働力不足、コスト低減、潤滑な経営継承を図るため、ICTやロボット技術等を活用した新たな農業を実践することが必要である。

こうした取組みを実践するためには、共通プラットフォームを構築（汎用化）し、人材育成の観点からも活用できる、生産管理や経営改善指標に沿ったパソコン等向けの低価格ソフトの開発を進めることが重要。それに加えて農業法人等が行う、自身の多角経営にあわせた、例えば複雑な圃場・作物に対応できるようなICTやロボット技術等への投資を促進する必要がある。

(2) 農業用無人ヘリコプター等の技能認定の簡素化について

実用化され30年経過する農業用無人ヘリコプターであるが、農薬散布の省力化が図られることから、今後の発展が期待される。

しかしながら、農業用無人ヘリコプターの操縦免許である「産業用無人ヘリコプター技能認定証」は機種を特定しなければならないため、別の機種を操縦することが出来ない。操作が類似しており安全性に問題がなければ、操縦できる機種については幅広く認定を行う必要がある。

また、現在ドローン（マルチコプター）の認知が急速に広がり、農業用への流用も期待されている。ドローン（マルチコプター）の技能認定においては、既に農業用無人ヘリコプターの認定を取得している者については、追加講習など簡便・低コストで技能認定が取得できるようにする必要がある。

なお、農薬散布においては行政とも情報を共有しながら安全性に十分配慮し、地域住民の理解を得ながら実施できる体制を構築・強化する必要がある。

（3）高度な経営管理を行う経営者に対する機動的な出融資【新規】

高齢化による担い手不足や農地中間管理機構による農地の集積に伴い、プロ農業経営者の急激な規模拡大が進むことが考えられる。また、規模拡大や経営改善を図るため、経営の多角化（6次化）や新たな事業展開（営農類型の転換等）が進むことが想定される。

それらの取組みを行う中で、適切な経営管理や経営コスト低減のために ICT やロボット技術を導入することは非常に有意義である。また、ICT やロボット技術は経営の安定化に資するもので外部への「見える化」にも寄与するものであると考えられる。

一方、新たな設備導入や事業を軌道に乗せるための運転資金に多額の資金が必要となる場合がある。

そこで、ICT やロボット技術を活用して高度な経営管理を行う農業法人に対しては、その経営能力や事業性を金融機関が適正に評価し、機動的に出融資する仕組みを構築する必要がある。

II 農業者が能力を発揮できる経営環境の構築

1 震災復興と災害対策の充実

（1）平成 28 年熊本地震からの震災復興【※熊本地震に対する要望第 2 弾で提言済み】

ア 「創造的な復興」のための施設復旧に対する柔軟な対応について

補助事業を利用し施設の復旧を行う場合、従前の規模・仕様までは対象とされ、規模拡大部分や仕様水準を変更する場合は自己負担での対応となっている。しかしながら、今後の大規模地震等の発生可能性を想定すると、耐久性の高い施設の建設は必然と言える。このことから、施設復旧に対する助成については、耐久性の向上等今後の大規模地震発生に備える部分についても補助事業の対象として対応すること。

イ 地方自治体が建設した農業用施設の担い手への貸付・譲渡について

地方自治体が農業用施設を建設し、農業者が賃料を支払い利用する取組みは、東日本大震災の被災地等（復興交付金を活用）で実際に行われている。農業者は初期投資が不要であるため事業着手しやすく、事業復興に対する取組み不安を大きく軽減できる。経営悪化時には別の農業経営体に移譲すればよく、農業用施設としての流動性に優れている。なお、償却期間が経過した場合には、施設は利用農業者に譲

渡されることから、その後は農業者が自身の経営に合わせて利用することが可能である。このことから、被災した農業者の前向きな取組みができるよう、地方自治体による農業用施設の建設と担い手への貸付・譲渡ができる事業を推進すること。

ウ 各種支援情報の広報・周知体制整備について

既に支援対策事業が公表され、支援対策事業等の情報は法人協会会員等の担い手に広く行き渡っているが、今後も被災した担い手に国等の支援対策事業情報が広く行き渡るよう、担い手と国等行政を繋ぐ職員を配置するなどの体制を整備・強化すること。

(2) 東日本大震災からの震災復興の推進【継続】

東日本大震災による津波被害により沿岸部の防風林や農地等は甚大な被害を受けた。復旧のため国の基盤整備事業等を通じて区画整理が進んでいるが、塩害対策や防風林の整備等をさらに加速化させ、農業生産基盤を強化することが必要である。

なお、被災した水田等の基盤整備で区画等は整備されたものの、一部の水田では排水が上手く行かないという声が聞かれる。きめ細やかに地域の実態について確認した上で、暗渠排水整備を再度実施するなど、汎用化水田となるような整備をより進めることが必要である。

また、被災地では複数の農業者が結集し、協業化・組織化が進んでいる地域もあり、今後地域の担い手となるこうした農業法人等の育成を支援する施策を充実させることが必要である。

(3) 原子力発電所事故の風評被害の払拭のための取組【継続】

韓国や台湾といった近隣諸国が日本産、特に東日本産の農畜産物等の輸入に制限をかけるなど、東日本大震災の発生後、5年を経過してもなお放射性物質に対するマイナスなイメージが定着している。こうした問題について、国のトップセールスによる国内外への情報発信を積極的に行い、早急な事態収拾に向かわなければ我が国が誇る日本ブランドへの信頼は大きく失墜し、農業経営者の経営努力や従業員の労働意欲は大きく損なわれる。農産物の放射能検査については、農業者が負担する仕組みではなく国の責務として適切な支援を行うべきである。

また、原子力発電所事故の風評被害問題に対し、安全性に関する正しい知識の啓蒙と情報発信を行うなど、被害の防止へ向けた継続的な対策を行うこと。また、国の責務で風評被害の地域が拡大しないような措置をとることが必要である。

(4) 実証実験フィールドとしての除染農地の有効活用【継続】

福島県を中心に、各地で多額の費用を投入して農地の除染作業が進められている。

除染された農地であったとしても、そこで生産された農産物は、“福島県産”と表示されることになる。しかし、農地を除染したからといってすぐにこうした影響（風評被害）がなくなるわけではない。

こうして除染した農地については、当面の販売等は風評被害等により不利にならざるを得ないことから、「ロボット新戦略」（ロボット革命実現会議）等の実証実験フィールドとして活用することも検討するべきである。

(5) 風評被害解消までの借入返済の猶予について【新規】

いまだに風評被害が解消されないことは前述の通りだが、農畜産物の販売が思うように進まず収益が上がらない一方、返済を据置いていた既往借入金の据置期限が到来し、返済資金の捻出に苦慮する状況が起きている。

このことから、既往借入金の返済においては風評被害が解消されるまで猶予する等、柔軟に対応する必要がある。

(6) 東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン解消について【新規】

平成 24 年 2 月に発足された株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の事業で、債権の買取り等を通じて震災の影響により過大な債務を負っている事業者の方々の負担を軽減しつつ、その被災地域での再生を支援する（いわゆる二重ローンの解消）取組みがなされてきた。

しかしながら農畜産業においては、原発被害や風評等の影響により、合理的で実現可能性が高いと認められる計画の策定が困難な場合がある。そういった事業者は単独での再生や事業継続が困難と考えられることから、他事業者との提携の積極的な推進・強化を行っていく必要がある。また、風評被害はいまだ残っており先行きも不透明であるため、支援決定期間（機構設立後 5 年以内（1 年延長可））を延長する等柔軟に対応する必要がある。

(7) 災害等の発生時における迅速な対応【継続】

近年はゲリラ豪雨や豪雪といった自然災害が多発しており、気候の影響を受ける農業を営む上では経営リスクは増加している。こうした中で、地域の農業者が安心して営農を継続できるような災害時の支援措置を構築することが必要である。

平成 27 年 9 月の関東東北豪雨時においては、早期の激甚災害指定、災害復旧にかかる助成が行われており、今後もこうした支援策を講じることで農業者が安心して営農を継続できるようにすること。

併せて、災害対策については、迅速な復旧・復興を果たすためにも申請書類の簡素化や地方行政に対するきめ細やかな指導を徹底する必要がある。

2 農畜産物の輸出拡大と東京五輪に向けた対策【継続】

(1) 輸出の拡大と輸出拠点の整備

日本の人口は近年横ばいであり人口減少局面を迎えている。2060 年には総人口が 9000 万人を割り込み、高齢化率は 40%近い水準になると推計されている。今後の国内での食料消費は落ち込み、結果として需要と供給のバランスが崩れ国産農畜産物が余るといった状況になりかねない。実際に、米は供給が需要を大幅に上回り転

作等でバランスをとっている状況である。

一方、世界に目を向けると人口は 73 億人を超え現在も増加し続け、2060 年には 100 億人を突破すると推計されている。国産農畜産物の消費も、国内だけでなく海外にも焦点を合わせ、国内農業生産を増大する必要がある。

なお、国産農畜産物の輸出においては、輸出促進のため、国内外の主要空港・港湾地区に総合的な物流拠点を整備するとともに、各国の輸入検疫・税関手続等に関する情報提供機能を強化する必要がある。

(2) 輸入規制解除・検疫の簡素化と輸出可能国の拡大【継続】

一部の国や地域に残る原発事故に伴う輸入規制により、日本の農畜産物の輸出そのものが出来ない事態が未だ続いている。今後の日本の農畜産物の輸出拡大を行う際の障壁となっている原発事故等による輸入規制については、科学的な知見に基づき早期解除を行うようにしてもらいたい。

また、新たな海外マーケットの開拓に向けて、動植物検疫協議を積極的に進め、輸出検疫体制の充実に努める必要がある。

(3) 輸出機会の創出と海外事業展開の実施【継続】

海外の有力なデパート・小売店等に常設のアンテナショップを設け、ニーズの把握や商談実務の支援を行うことで、その地域における中心的な日本産農産物の販売拠点とすることが可能となる。

また、J A S 有機農産物の輸出拡大に向けた仕組みづくりや欧米で注目されるグルテンフリー食品への対応など、日本国内での認証制度の充実と認証取得の支援を図り、海外市場の開拓に直結する仕組みづくりを急ぐ必要がある。

(4) 地理的表示保護制度 (GI) 対策【新規】

政府は、地域の特色ある農産物の名称を GI で保護する仕組みを、T P P 承認に合せ外国と相互保護できるよう法改正するとしている。GI は「夕張メロン」や「神戸ビーフ」など、地域の気候や伝統製法などと品質が結びついている農畜産物を保護し、模倣品を排除する役割や、手続きの簡素化が期待される。

一方、外国の名称を保護する場合、普通名称かどうか国内の名称の使用実態を踏まえながら GI 保護の対象かを判断し、国産農畜産物（加工品含む）が不利益を被ることが無いようにする必要がある。

(5) 東京五輪への国産農畜産物の活用【継続】

平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、大きな経済的効果の発揮が見込まれており、世界に日本の権威を示す重要なものである。

こうした国際的なイベントに際し、選手等への“おもてなし”として日本の安心・安全で高品質な農畜産物を提供することは、日本の農畜産物の国際的評価を高める一助になることから、東京オリンピック・パラリンピックにおいて国産食材を提供

するため規格等を早期に示し、その生産・供給体制等の整備を進めることが必要である。

3 農地中間管理機構のフル活用による農地集積の加速化

(1) 農業法人経営者の役員等登用による体制強化【新規】

各県の農地中間管理機構の活動を本格化させ、担い手に農地を集約するためには、高い経営感覚を持つ農業法人経営者を役員等へ登用し、地域の強い農業を確立すべく積極的に取組みを行っていくための体制を強化する必要がある。

(2) 賃貸借農地の調査について【新規】

機構を通じて賃貸借する農地においては、問題なく農業生産活動が可能かどうか現況調査を行い、結果を受け手に説明が出来るようにする必要がある。特に遊休農地については土壌調査等もあわせて行い、受け手が不安なく借受けられるようにする必要がある。

(3) 農地集積にあわせた基盤整備の実施【新規】

強い農業を作るためには担い手への農地の集積と基盤整備を一体的に進める必要がある。基盤整備する際には、極力大区画化する等、生産効率向上のための農地の最適化を図る必要がある。

なお土地改良の費用負担が農地集積のネックとなっているため、中間機構が借り入れた農地に関して、地主が負担する土地改良負担金を軽減する措置を講じること。また、担い手が自力施行により圃場の区画拡大や用排水施設の整備等を行う取組みを促進する必要がある。

(4) 円滑な農地流動化に向けた制度の周知徹底と公募期間の柔軟な設定【継続】

農地中間管理機構（以下、機構という）による農地集積を円滑に進めるためにも、制度の趣旨や仕組みを受け手と出し手の双方に周知することが必要である。特に、出し手については制度の周知が十分に図られていないという声が多く聞かれている。担い手への農地の集積を図るためにも、人・農地プランでの話し合い等を通じて、出し手となりうる農業者の農地を機構で集積できる仕組みを構築することが必要である。

また、稲作等の営農期間が限定されている農業法人等の場合、農地の賃借権（利用権）設定に係る協議の時期が農閑期（冬季）に限られていることから、機構による農地の募集期間等を画一的に設定するのではなく、受け手と出し手の農地の賃借が円滑に図られるように、公募期間等を柔軟に設定することが必要である。

(5) プロ農業経営者（受け手）間における調整と連担化の推進【継続】

プロ農業経営者等の担い手は、機構の公募に受け手として多くが応募している。一方で、分散錯圃を解消し、コスト削減、経営効率の向上を果たすためには、プロ農業経営者等の担い手同士で農地の利用権を交換する取組みも推進することが必要で

ある。機構はそうした地域の担い手間の調整も含めて農地集積の取組みを実施することが必要である。

また、出し手が農地を機構に賃貸した場合には、集積を促進するためにも、大規模経営体や隣接する農地を耕作している農業者を中心に受け手を選定することが必要である。

一方、農地集積の調整に当たっては、地域の間人関係などからプロ農業経営者等が直接農地所有者等と調整することが困難な場合があることから、行政などの働きかけを強化してもらいたい。

(6) 農地集積を促進するための支援策拡充と関係機関との連携強化【継続】

受け手の農業者にとって機構を通じて面的集積（連坦化）をした場合、機械・作業体系の問題から、急激な規模拡大などに対応することは困難である。

こうしたことから、規模拡大交付金制度の創設や地域集積協力金の積極的な圃場整備などへの活用を進め、プロ農業経営者の面的集積を促進すること。

また、現場でプロ農業経営者及びその組織が農地を集積するための取組み（出し手の農業者への働きかけなど）に対する支援や手続きの簡素化（提出書類の簡素化など）、土地改良区や農業委員会などとの連携を強化することが必要である。

なお、農地の名義人が何世代も前の人の場合、農地の賃借にかかる手続きが非常に煩雑であり農地集積の障害となっていることから、簡素な手続きで賃借が出来るようにする必要がある。

(7) 再生産可能な地代の設定【継続】

機構が設定する地代や賃貸借期間は、受け手の経営に大きな影響を与える事項である。地代設定に当たっては、公的な組織である機構が決める地代が地域の標準的なものとなる可能性が高い。地代の算出根拠などに透明性を持たせるとともに、受け手の意見に配慮した上で再生産可能となる適切な水準の地代に設定すること。

なお、現在の地代について一部地域ではその年の農協が公表する米の概算金をベースとした地代設定（1 俵/反など）や、物納など農産物販売価格と連動した運用を行っている地域もある。こうした地域の実情を勘案し、農産物販売価格と連動した地代設定も柔軟に実施するべきである。

4 耕畜連携による飼料用作物の生産振興

(1) 畜産法人と土地利用型法人との連携推進【継続】

地域の畜産法人と土地利用型法人が直接飼料用作物の取引を行う仕組みを構築することで、飼料用作物の地域内流通の安定取引体制を整備し、将来的には補助金に依存しないビジネスモデルを構築することが必要である。

そのためにも、畜産・土地利用型法人同士が直接飼料用作物の取引を行う取組みについて、重点的に支援する施策を実施するべきである。

なお、畜産・土地利用型法人同士の直接の連携を進める際には、飼料用作物の保

管場所確保や保管費用をどちらが負担するかという点が課題となっていることから、既存のカントリーエレベーターや保管倉庫施設を有効に活用できるようにすることが必要である。

(2) 畜産法人による飼料用作物の調達を安定化させるための措置【継続】

畜産法人が飼料用作物を積極的に活用するためには、飼料用作物の安定供給が不可欠である。

理想としては、地域の畜産法人と土地利用型法人が直接取引を行うことで飼料用作物の需要と供給が一致することが望ましいが、近場に連携できる土地利用型法人が少ないことや、経営規模の差により、畜産法人の望む飼料用作物を近隣の稲作法人から十分確保することが困難な場合がある。

畜産法人の場合、飼料用作物の多くを飼料メーカー等から調達しており、飼料用作物の活用を推進するためにも、飼料メーカー等に対して安定的・長期的に飼料用作物を供給できる仕組みを構築することが必要である。

特に飼料用米においては、備蓄米をこうした飼料メーカー等が優先的に活用できるような措置をとるとともに、飼料用米（主食用多収穫米品種を含む）を回転備蓄等の方法により、年間 100 万トン程度は安定供給できる仕組みを構築することが必要である。

(3) 稲作法人の経営安定に資する飼料用米生産基盤確立のための措置【継続】

大規模稲作法人が飼料用米の本作化を図るためには、長期的に安定した政策を実施することが必要である。稲作法人の中には、現在の支援（最大 10.5 万円/反）がいつまで続くのか、不安に思っており、飼料用米等の作付けを躊躇している経営者もいる。飼料用米の生産については、生産者が安心して継続的に取り組めるような配慮が必要。

また、国民の理解を得ることが前提だが、飼料用米の交付単価については、農業者からも信用できる持続的な仕組みとすることが必要である。

(4) 飼料用米の生産振興を図る生産・流通システムの構築【継続】

平成 26 年産より飼料用米等の生産に対し、数量払い（最大 10.5 万円/反）が導入されたが、飼料用米の需要・供給のマッチング、JA 遊休施設の活用を含めた保管方法、効率的な物流の仕組みづくり、配合飼料工場の米の主産地（新潟県や秋田県など）の整備などの体制整備を適切に進めることが重要である。特に飼料用米を普及させるためにも、流通コスト削減（乾粃・地域内流通の促進）、飼料としての利用促進策（畜種毎の利用技術の開発・啓発）、育種開発（多収性・直播技術の確立）を進めることが必要である。

また、一部地域で、主食用米と専用品種とのコンタミ等の問題から、主食用米と同じ品種の生産を推奨している場合もある。今後、コスト削減や生産性を向上させるためにも飼料用米の専用品種（多収穫米品種）の生産拡大を推進することが必要であり、主食用米との作業・収穫時期が重複しない品種の開発・拡大を図ることが必要で

ある。

併せて、飼料用米の数量確認に検査等を実施しているが、フレコンなどを前提とした仕組みに変更し、検査料の軽減化を図るべきである。

また、飼料用米の流通・保管の仕組みは、主食用米と同様に玄米流通が中心となっているが、飼料用米については養鶏などの場合、粳米を直接給餌することも可能である。特に粳米については、常温での保管や乾燥調製が不要であるなどのコスト削減効果が期待できることから、立毛備蓄等の保管方法も含む技術開発を検討することが必要である。

5 平成30年産米の生産調整見直しに向けた取組

(1) 過剰時の主食用米の需給調整について【新規】

国の需給調整がなくなり自身の経営方針に沿って自由に作付け出来るようになるが、全ての水稻農家が経営感覚を持って米の作付けを行っている訳ではないため、主食用米の過剰供給による価格の暴落が懸念される。当然、プロ農業者である我々農業法人協会会員は自身の経営感覚によって作付けを選択するものの、米価が年度により乱高下するような状況だと特に規模の大きい経営体は安定的な経営が脅かされる。このことから、供給過剰が予測される場合、何らしかの需給調整は必要である。

需給調整においては、地域の農業振興計画を担っている都道府県農業再生協議会・地域農業再生協議会を中心に関係者が一丸となって取り組む必要があるが、その活動が十分になされるよう、国は十分なフォローアップを行う必要がある。

(2) 所得向上のためのコスト低減対策について【新規】

コスト低減に取組み所得を向上させることは、安定的な経営を行うことに寄与する。例えば散布する農薬量を減らし、同時に減農薬米として付加価値を付けて販売する等の努力はしているものの我々生産者が出来ることには限界がある。

特に固定経費（借地料、水利費等）については負担が大きい一方、我々の努力でコスト低減できるものではない。地代の算出根拠などに透明性を持たせるとともに、受け手の意見に配慮した上で再生産可能となる適切な水準の地代に設定すること。水利費についても現在の販売価格等を勘案し、見直す必要がある。

(3) 経営所得安定対策について【新規】

我々が最大限努力しても対応できない、気象による生産減少や価格暴落による売上減少に対するセーフティネットは必要である。

詳細は提言Ⅲの2に記載のとおり。

(4) 戦略作物（麦・大豆・飼料用作物等）の生産振興について【新規】

これまで取り組んできた戦略作物による水田の有効活用については、食料自給率の維持、向上及び国土の保全にも役立つものである。

今後も、食料・農業・農村基本計画に定められている生産振興対策を着実に実行

するため、生産者が安定した生産活動が行えるよう十分な対策を継続して行う必要がある。また、保管・流通段階における対策をさらに充実させ、実需者への負担軽減対策もあわせて行うことで、戦略作物の生産振興を図ることが必要である。

6 施設整備等の補助事業採択要件の緩和【継続】

国は政策として農業法人の増加（5 万法人）を掲げて施設整備事業を進めようとしているが、「強い農業づくり交付金」などの（原則）5 戸要件の基準をクリアすることが事業活用のネックとなる場合がある。

こうした農業法人が補助事業採択要件で不利な立場に置かれている現状を改善し、農業協同組合や個人で実施する場合とのイコールフットイングを実現するため、常勤で5 年以上継続して農業法人等に勤務する正社員を1 人（1 戸）の農業者としてカウントし、地域の農業振興と雇用を担っているプロ農業経営者（農業法人）にも各種制度が活用しやすくする必要がある。

Ⅲ 経営所得安定対策と営農類型別の施策

1 新たな経営所得安定対策としての収入保険制度の制度設計について

(1) 安定的運用に向けた制度設計について【新規】

収入保険制度は経営をパッケージとしてみるため、複合経営を行う法人にとってメリットは大きいと考えられる。日本農業を支える地域の中心的な農業経営体の安定化に役立つ新しい日本型収入保険制度を設計する必要がある。

(2) 担い手の経営安定を目的にした収入保険制度の導入【新規】

収入保険制度を各種経営安定対策の共通の「土台」となる対策と位置付け、再生産に資する岩盤政策とし、想定外の価格低下や自然災害等の不測時にも経営者が安心して経営を継続できる制度として設計することが必要。しかし収入という着眼点だけでは資材高騰などによるコスト増加や輸入農畜産物との急激な価格差拡大時に対応しきれず、十分機能しない可能性もある。コスト増加や輸入農畜産物との急激な価格差拡大時の対策もあわせて検討することが必要である。

なお、保険料の設定については極力、加入者の負担を軽減することとし、保険に加入しやすくするため、掛率の低下や積立方式と掛捨て方式の併用等、経営努力が評価されるシステムとする必要がある。

(3) 提出書類・保険金の試算簡素化について【継続・新規】

法人経営の税務申告は、決算期日の2 ヶ月後に実施するのが一般的である。収入保険制度は、税務申告を実施してから保険金額等を算出することになるため、保険金を実際に受け取るまでにタイムラグが生じる可能性が高い。そこで、資金繰りを確保するための短期的な資金調達等を検討することも必要となる。その場合、簡易な試算等により、どの程度の保険金額を受領することが見込まれるのか経営者が容

易に把握できる仕組みとし、保険金を受領するまでの資金繰り等の調達を円滑に行えるようにする必要がある。

なお、経営を多角化している場合、経理書類等の提出が煩雑になることが見込まれることから、提出する書類は税務申告に必要な書類等で対応できるような仕組みを検討することが必要である。また、収入保険制度の検討と同時に、制度が本格的にスタートする前に、加入者が自由に利用可能なペーパーレスの電子申請等（オンラインの活用など）ができるシステムを構築し、手続きの簡素化・迅速化を促すことが必要である。

2 稲作・畑作経営に関する対策

(1) 主食用米の安定取引確保に向けた価格形成【継続】

JAの概算金については、作況等が固まる前の初夏に金額が確定し、市場価格にも大きな影響を及ぼしている。その価格の決定方法は農業者や消費者に分かりやすく透明性の高いものとする必要がある。こうした中、主食用米の現物市場のあり方や複数年契約・播種前契約等の拡大について、具体的に検討することが必要である。

また、現在の玄米の検査規格による等級は、JA等へ販売する際の価格に影響するが、小売店等で消費者に販売される際には、こうした等級が反映されていないのが実態である。こうした等級などについては、消費者に分かりやすく表示することでその仕組みを活かすことを検討するべきである。

(2) ナラシ対策の「標準的収入」の仕組みの改正【継続】

米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）については、一部の都道府県を除き、「標準的収入額」は、県下一律の金額が設定される。しかし、中山間地域などは十分な収量を確保することは困難であり、実態として「標準的収入額」と開きがあると認識している。

例えば、収入保険制度で集計した決算書類等の数値を活用し、中山間地域を配慮した2本立ての「標準的収入額」を設定するなど、地域の実態に併せた仕組みを検討することが必要である。

あわせて、標準的収入が下がり続けた場合コスト割れする可能性があることから、再生産を可能にする仕組みの構築が必要である。

3 野菜・花き・施設型経営に関する対策

(1) 野菜作経営に対する経営安定対策【継続】

現状の経営安定対策は稲作等に注力した制度となっており、施設型経営（野菜・果樹・きのこなど）には十分な施策が打たれているとは言い難い。

こうした中、既存の制度として、野菜価格安定制度（契約野菜安定供給事業）が措置されているが、都道府県の予算措置が無ければ事業に参加できない。また、対象は14品目に限定されていることから、対象品目を拡大（ブロッコリーなどの野菜・ミカンなどの果樹・きのこなど）すること。

なお、自然災害などの影響を受けにくい施設栽培については、安定的な食料供給という観点からもハウス等の設備投資・栽培に対する支援を強化することも必要である。

(2) 花き経営に対する経営安定対策【継続】

花き経営では、農地や施設を維持し、地域に根差した経営を行うことで雇用を担い、景観保全等の多面的・公益機能を発揮している。

また、新たに策定された基本計画においても、「食料自給力」という指標が示されている。食料自給力の維持という観点からも農地を農地として活用している花き生産の農業者も重要な存在として位置付け、日本の食料の潜在的な供給力を維持・発展させることが必要である。

一方で、切り花を中心に、花きの輸入は拡大しており、国内における生産環境は厳しさを増している。こうした、輸入花卉を扱う理由として、価格や安定した量の確保といった点が考えられるが、特に輸入品と競合する品目（キク、バラ、カーネーションの切り花）の国内生産者にとって脅威となっている。

資材価格の上昇も見られ、生産コストを押し上げており、今後国内の魅力のある花き経営を確立するためにも生産コストの削減に向けて技術開発を一層推進することが必要である。

併せて、国産花きの消費拡大に向けて需要喚起なども強力に進めることが必要である。

4 果樹・薬用作物経営に関する対策

(1) 果樹経営に対する経営安定対策【継続】

本年度以降、国が行う新植支援事業等の果樹農業好循環形成総合対策事業では、果樹の産地協議会と農地中間管理機構が連携をし、園地の集積、優良品目・品種への転換を支援している。果樹新植事業等については、経営安定に寄与しており、事業を継続させるとともに、産地協議会と農地中間管理機構の連携においては地元のプロ農業経営者が十分に関与できる仕組みとすることが必要である。特に果樹は未収穫期間等が長期に及び農作業も手作業が中心と労働集約型であることから、きめ細やか支援措置が必要となる。

また、国はリンゴや柑橘類、イチゴなどの果物輸出促進を図る目標を立てている。輸出促進という観点からも果樹の産地間連携を推進し、周年供給体制を整備することが必要である。

(2) 薬用作物に対する経営安定対策【継続】

国は、医福食農連携の一環として、漢方製剤・生薬の原料となる薬用作物の生産量拡大を政策目標に掲げ、産地形成等の取組みの支援を開始した（薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業など）。現在、漢方製剤・生薬の原料となる薬用作物は、8割以上を中国からの輸入に依存しており、国内生産の振興や耕作放棄地の活用により、

中山間地域の活性化につながる可能性を有している。

今後、こうした取組みをより推進するためにも、薬用作物等を生産する農業者の経営安定対策等を構築し、安定した生産が行える基盤を整備することが必要である。

5 畜産経営に関する対策

(1) 配合飼料安定基金と畜産関連の経営安定対策の抜本的見直し【継続】

近年の飼料価格の高騰・高止まりの影響により、各配合飼料安定基金は大幅な債務超過に陥るなど、制度の継続に大きな支障が生じている。飼料用米の需給マッチング、耕畜連携の推進策など、長期的な視点に立ち、既存の畜種別の経営安定対策の抜本的な見直しを含む制度の改正を行うべきである。

(2) 自給飼料基盤の構築【継続】

飼料生産の基盤を整備するためには、飼料用米だけに特化するのではなく、実需と結びついた WCS や飼料用作物（子実トウモロコシなど）への支援策も拡充し、需給バランスのとれた生産・供給体制を整備することが必要である。

特に WCS の場合、数量の計量が困難であることを理由として、飼料用米の数量 払いの対象外となっている。しかし、実需と密接に結び付いた取組みである WCS は、産地交付金の加工用米の複数年契約と同じように長期契約に基づく生産・販売を行っている場合には飼料用米と同等の支援が受けられるなど、政策的な支援を行うこと。

(3) 酪農経営に関する経営安定対策について【新規】

肥育素牛が不足する中、酪農経営の多くは受精卵移植（ET）を活用した和牛子牛や和牛との交雑種（F1）の生産を行っている。生乳生産による所得を補うため、肉用子牛生産に重点を移さざるを得ない状況が搾乳用の後継牛の不足を招き、生乳生産の減少につながっていることから、副産物収入に依存しない酪農経営が求められる。

生産コストの増加を乳価に反映させる対応が考えられるが、一時的な飼料価格の高騰を乳価に反映させた場合、小売価格の上昇で牛乳の需要減退を招くことが懸念される。一方、加工原料乳生産者補給金制度は、加工原料乳の販売価格の低落を補い、生乳全体の需給と生乳販売価格の安定に寄与しているものの、飲用向けの価格低落や生産コスト増加をカバーするものではない。また、農業経営の安定のための新たなセーフティネットとして制度設計が進められている収入保険制度は、収入減少を対象とした制度であり、これもまた生産コスト増加には対応していない。

このことから、酪農経営においては、収入保険制度と合わせて、生産コスト増加に対する新たな経営所得安定対策の創設が必要である。

IV 地方創生の実現に向けた地域政策の実施

1 農の公益機能の位置付け明確化 - 農業・農村は国民共有の財産 - 【継続】

農業者は農産物の生産・販売を行い、生計を立てているが、一方で農産物を生産

することにより、国土保全・水源涵養・自然景観保全など、金銭にはつながらないさまざまな公益機能を発揮させている。国として、この農業・農村の持つ公益機能は国民共有の財産として位置付けるべきである。

しかし、経済性を重視した結果、中山間地域等の過疎化進行、耕作放棄地の増加といった問題が生じており、これまで農業者が無償で担ってきた公益機能を維持することは困難な状況となっている。こうした農業・農村は国民共有の財産であり、中山間地域等の維持を図るための地域政策については、若者をいかに定着させ地域集落や文化を保全していくかという視点を考慮した政策の実施が必要である。

こうした公益機能については、国民で議論を行い省庁横断的な制度設計を行うことが必要である。国民的な議論を通じて、農業者が公益機能を維持するための正当な報酬を受け取れる仕組みを構築すると共に、農の公益機能を国民に対して周知・啓発を図る必要がある。

2 日本型直接支払制度の見直し【継続】

地域によっては集落の大部分を1戸の農業法人等が耕作している場合もあることから、日本型直接支払制度の交付要件として実際に役務を提供した農業法人等に適切な対価が支払われる仕組みとすることが必要である。

また、財政・窓口のマンパワー不足などにより新たな制度を十分に活用できていない市町村も存在している。こうした市町村等の財政負担等を軽減化させるためにも、国は定額助成（国庫100%）による交付を行うことも必要である。

なお、農業法人等が活用できる仕組みとして書類の作成や提出に関してはできるだけ簡素化するよう更なる改善が必要である。

3 地域循環型農業の再構築【継続】

現在の農業において生産過程で農業機械などを活用することは必須であり、化石燃料なしでの農業生産は成り立たない状態である。しかしながら化石燃料は有限資源であるため、持続可能な農業・社会を形成するためには地域で資源を循環できる体制を構築する必要がある。農業者が薪や家畜の糞尿を活用したバイオマス、太陽光、水力といった地域の資源を有効に活用した農業を再構築するため、大規模化が進んだ現代型農業に適応できるような新技術開発を促進し、自ら使うエネルギーを生産・消費するような仕組みを推進することが必要である。

また、ジュースの搾りカスやパンくず等の食品残渣等の未利用資源をリサイクルし、家畜の飼料とするエコフィードは国産飼料比率を高める効果があり、海外相場や為替の影響を受けないため、飼料費の削減・安定化にも寄与するものと思われることから、今後さらなる取組み強化を図る必要がある。

なお中山間地で農業経営を行う場合、鳥獣被害は切り離せない問題であり、鳥獣被害予防対策（モンキードックの活用や電気柵等）は重要で、こうした取組みを推進することが重要である。

4 都市農業振興基本法による都市農業の振興【継続】

平成 27 年 4 月に制定された都市農業振興基本法は、都市の的確な土地利用計画の策定や必要な税制上の措置を実施すべきことを基本的施策として提示している。こうした施策については、市街化区域内の農地、農業用施設用地、屋敷林等について、緑地を保全すべき土地として明確に位置づけ、規制と振興策の両面からその対策を講じる必要がある。

具体的には生産緑地制度の下限面積（500 ㎡）の撤廃や対象範囲に農業関連の屋敷林等を追加するなど、現行の生産緑地の対象範囲を拡大し、農林水産省と国土交通省などの関係省庁が連携して取組みを推進することが必要である。

5 地方創生の取組と地域住民の活躍の場の創出【新規】

人口減や雇用減の問題を抱える地方自治体の活性化を目指し、地方創生の取組みが進められているが、農業法人は多様な品目間での連携や遠隔地間での連携（産地リレーや労働力の移動等）により、そうした地方創生に貢献することが可能であると考えられる。そのため行政の取組みと連動する形で、農業法人が中心となった取組みを促進する必要がある。

あわせて、多様な事業を展開する農業法人は、高齢者や女性がその知識や経験を活かして働く場としての機能を果たすことができることから地域住民と連携した取組みを促進することが重要である。

また、政府は平成 32 年までに訪日外国人旅行者を 2,000 万人とすることを目標としているが、農業法人の提供する様々な食品・サービスは、インバウンド需要を取り込むことにも有効であり、観光関連の取組み・事業への農業法人の参画を促進することが必要である。

6 離島における農業振興【新規】

離島は、食料の安定供給のほか、国土や排他的経済水域など重要領域の確保・保全、海洋資源の利用、自然環境の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場の提供など、多様で重要な役割を担っている。離島の主要産業は第一次産業であり、特に農業は土地を守る産業であり、今後一層の基盤強化が必要である。

本島に比べ離島は輸送コストが嵩む分、生産資材コストの負担が大きい。地域特性にあった農作物を生産することで収量が増加しコスト低減につながることから、農産物の育種・改良の更なる促進が重要である。

また、島内の飼料化作物等を利用することでコスト低減が見込まれるほか、地域循環型農業の構築が図られることから、エコフィードの取組みを推進する必要がある。

V 消費者との連携強化

1 消費者の信頼獲得のための輸入品の検査基準・体制の強化【新規】

食の安全・安心に対する消費者の関心は高く、それに応えるべく輸入農畜産物の安

全性評価の強化が求められている。過去、輸入農産物を使用した加工食品の残留農薬問題があったが、今後このようなことがあると食の安全・安心について消費者の期待に応えているとは言い難い。

T P P 発効により今後、安価な輸入農畜産物が増加することが見込まれるが、消費者の信頼に応えるため、輸入品の遺伝子組換え、残留農薬、食品添加物、セシウム等の検査基準・体制を強化する必要がある。

2 国産農畜産物・食品への理解増進

(1) 国産農畜産物の啓蒙活動の拡充【新規】

平成 27 年 3 月に出された食料・農業・農村基本計画において、平成 37 年度の食料自給率目標（供給熱量ベース）が 45% と提示された。しかしながらここ数年、同自給率は 39% で推移しており現状のままでは目標の 45% に到達することは難しいと推測される。

また、T P P 発効により安価な農畜産物が輸入されると、国産農畜産物の消費が落ち込むことが予想され、国内農業の衰退や、国土保全・水源涵養・自然景観保全など、金銭にはつながらないさまざまな公益機能を発揮させている農地の荒廃が進むことが懸念される。

これらのことを広く国民に周知し、国内農業への理解、国産農畜産物消費の啓蒙活動を推進・強化していくことが重要である。そのためには子供の頃からの農業体験が重要であるが、教員が農業に対しての知識や経験を持ち合わせていないこともある。そのため、農業体験機会の創出と共に教員に対しての農業教育を行う必要がある。

(2) 食農教育の普及・推進【新規】

国産農畜産物への理解を深めるためには、子供の頃から国産農畜産物への理解、農業が担う役割について教育を行うことが有効である。特に学校給食等に地域の農畜産物を使用することが大事であるが、それに加えて農業体験などのまさに農業に触れる機会を作ることは有意義である。特に都会の子供たちは農業に触れる機会が少ないため、積極的に農業体験等の取組みを推進することが必要である。

なお平成 28 年 4 月 1 日以降、食育推進に係る業務は内閣府から農林水産省へ移管されたが、農林水産省と文部科学省で連携を取りながら食育推進に取り組む必要がある。

【新規】：平成 28 年度新たに要望する事項

【継続】：過去に同様の政策提言等を実施している事項

公益社団法人日本農業法人協会

政策提言委員

(平成 28 年 6 月 16 日現在)

委員長 近藤 一海 長 崎 (農) ながさき南部生産組合

副委員長 吉弘 昌昭 広 島 (農) ファームおだ

須藤 泰人 群 馬 (有) ロマンチックデーリィファーム

高橋 良行 福 島 (株) グリーンファーム

飯野 公一 山 梨 アイアンドアイフルーツ growers, LTD

柄澤 和久 新 潟 (株) 千手

土井 晃 和歌山 (有) 夢クラブ泉源

竹下 正幸 島 根 (有) 旭養鶏舎

小田々智徳 高 知 (有) 大地と自然の恵み

秋吉 秀秋 佐 賀 (有) 石動農産

新福 秀秋 宮 崎 (有) 新福青果

宮城 盛彦 沖 縄 (株) みやぎ農園



公益社団法人日本農業法人協会

<http://www.hojin.or.jp> nogyo@hojin.or.jp

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル 1